

各施設・事業所管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課就労支援担当課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系福祉サービスの在宅利用の取扱いについて

平素より、東京都の障害者福祉施策に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このたび、令和2年6月19日付けで厚生労働省より発出されました「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第6報）（以下「第6報」という。）」において、年度内における就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に関して、今後の取扱いが示されましたので、下記のとおり、対応をお願いします。

記

1 令和2年度内における今後の取扱いについて

東京都内の就労系障害福祉サービス事業所における緊急事態解除後の運営基準等の取扱いについては、「緊急事態解除後の就労継続支援事業等の対応について」（令和2年5月26日付東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当課長事務連絡）に記載のとおり、柔軟な対応を継続していただいていたところです。

令和2年度内における今後の在宅利用の取扱いについては、従前の就労系事務連絡の内容にかかわらず、第6報に基づいた対応をお願いします。ただし、以下のとおり令和2年7月15日までに運営規程の変更を都へ届け出た場合は、変更日までの期間、従前の在宅支援内容を以て第6報に基づいた支援が行われていたものとみなします。

2 確認事項

(1) 第6報における在宅利用の対象者について

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した者。（在宅と通所の組み合わせも差し支えない。）

(2) 運営規程の変更

- ① 今後第6報に係る在宅支援を実施する場合には、運営規程の変更が必要になります。
- ② 運営規程における表記は、第6報に基づいた内容であることがわかるよう、別添の記載例を参照願います。

また、変更届提出の際は、最新の運営規程と合わせて、別紙「新型コロナウイルス対応に伴う在宅でのサービス提供実施に係るチェックリスト」を添付してください。

- ③ 変更届は、令和2年7月15日までに、都へご提出願います。変更年月日は届出年月日と同日としてください。

④ 本通知に伴う運営規程の変更とは別の変更（加算含む）がある場合は、変更届を必ず分けて（本通知に伴う運営規程の変更分とその他分）ご作成願います。

(3) その他

在宅利用の要件については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項についての一部改正について(平成30年4月10日付障発0410第1号)記5(3)」のとおりとなっており、再度内容を確認いただくようお願いします。

【問合せ先】

福祉保健局障害者施策推進部

地域生活支援課就労支援担当

電話 03(5320)4158

FAX 03(5388)1408